

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N629
2023・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 関西建設アスベスト大阪二陣・三陣地裁判決のご報告……………柳本哲亨
土地規制法対策沖縄弁護団による
『沖縄県内の区域指定に対する抗議声明』について……………白 充
公益通報目的で内部記録を持ち出したこと等を理由に受けた
懲戒処分取消確定後の国家賠償—京都市（児童相談所職員国家賠償請求）事件……………塩見卓也
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟・福岡地裁判決についてのご報告……………緒方枝里
「青い流れⅡ—青年法律家協会和歌山支部55周年記念誌—」発刊のご案内……………重藤雅之
〈シリーズ：憲法と私⑧〉「ノーモア」とは言えない私が抛り所にすべきもの……………前田ちひろ
四団体合同法律事務所説明会参加事務所・事務所紹介原稿を募集中
【議長トーク】「会員らしくたたかうぞ」……………笹山尚人
 青法協会員に対する殺害予告に抗議するとともに、
性的マイノリティに対する差別及びヘイトクライムのない社会を目指す議長声明



“どうする” 浜松城

関西建設アスベスト 大阪二陣・三陣地裁判決のご報告

大阪 柳本 哲亨
(大阪アスベスト弁護団)

一 判決の概要

二〇二三(令和五)年六月三〇日、大阪地方裁判所第一六民事部(石丸将利裁判長)は、関西建設アスベスト大阪二陣・三陣訴訟において、被害者七三名中六四名(原告数二九名中一〇四名)のアスベスト被害に対する被告建材メーカー二社を認め、過去最多となる被告建材メーカー二社(エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノザワ、エム・エム・ケイ、日鉄ケミカル&マテリアル、太平洋セメント、大建工業、日東紡績、パナソニック、神島化学、日本インシュレーション、積水化学)に対して、原告らに対し総額九億四二九七万七八二七円の支払いを命じる原告勝訴判決を言い渡した。

本判決は、建設現場において石綿建材から飛散する石綿粉じんに基づく露し、肺がん・中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建設作業従事者とその遺族が、石綿建材の製造販売メーカーに賠償を求める建設アスベスト訴訟の一つであり、二〇二二(令和三)年五月一七日の最高裁判決後五つ目の判決である。

二 判決のポイント

(1) 共同不法行為責任論

本判決は、建材メーカーからの警告表示義務違反

を認め、被害者の石綿疾患の主要な原因となった建材を製造・販売したメーカーのうち一定のシェアを有する建材メーカー等は民法第七一九条一項後段の類推適用による共同不法行為責任を負うとの判断を踏まえて、前記建材メーカー二社の共同不法行為責任を明確にした。このような判断枠組みは、前記した建設アスベスト訴訟最高裁判決の判断を踏襲するものである。

(2) 責任が認められた建材メーカー

本判決では、他の建設アスベスト訴訟で責任が認められていた二〇社に加えて、パナソニック(吸音天井板)と日本インシュレーション(保温材)という二社の責任を新たに認めた。建材の使用実態に基づき、救済対象を広げたものといえる。

(3) 注意義務の始期と終期

本判決は、注意義務の始期について、吹付作業従事者との関係では一九七二(昭和四六)年四月一日、屋内作業従事者との関係では一九七四(昭和四九)年一月一日とした。他の判決では、一九七五(昭和五〇)年を注意義務の始期とする判断が散見される中、石綿関連疾患を巡る内外の動向、建設現場を取り巻く状況、(吹付ロックウールについて)建材メーカーとしては石綿粉じんの濃度を測定すれば許容濃度を超える石綿粉じんが発生することを容易に認識することができたこと等を理由として、救済対象を拡大したものである。



このうち、外装材を取り扱う職種について、屋内で加工作业をする例外は認められたものの、三名との関係では建材メーカーの責任を否定した。

また、解体作業関係に従事した被害者三名に対する建材メーカーの責任も否定した。建材メーカーが、自社が製造する建材に石綿が含有している事実や石綿疾患罹患の危険性等を表示するなどして、その危険性を解体作業従事者に伝達することは十分に可能であつて、何よりそのような対策を一切怠っていた建材メーカーらの責任を否定することは誤りである。

原告は二名に及ぶ。原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。ところが、本訴訟で責任を認められた前記被告二社は、一部を除き、最高裁判決を含めて何度も敗訴判決を受けているにもかかわらず、未だに争う姿勢を取り続けており、話し合いのテーブルに着こうとさえしない。被害の現実を直視しようとしていない、極めて不当な態度である。

この間、最高裁判決後に出された本判決を含む五つの判決により、最高裁判決で積み残された主要な争点についての判断が一定の範囲に収斂されつつあり、被害者救済の道筋が示された。全面解決のための土台は既に出来上がっている。本判決で有責とされた前記被告二社はもちろんのこと、すべての建材メーカーも、深刻なアスベスト被害をもたらすことを知りながら、被害防止措置を講じないままに石綿建材を製造販売してきたことに変わりはない。建材メーカーらは、自らの責任を正面から受け止め、建設アスベスト訴訟の全面解決へ向けて「建設アスベスト被害補償基金制度」(仮称)の創設に直ちに着手すべきである。

我々弁護士団は、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、市民らと連携して、引き続き全力を尽くす決意を新たにしているものである。

(4) 慰謝料額

本判決は、石綿疾患により死亡した被害者の慰謝料額を最高二九五〇万円とした。また、被告建材メーカーらの寄与度割合も高く認定した。アスベスト被害及び石綿粉じんばく露の実態を踏まえた判断であり、いずれも妥当である。

(5) 克服すべき課題

① 外装工、解体工の責任について

本判決は、被害者九名について、建材メーカーの責任を否定した。

② 到達の認定について

本判決は、三名の被害者について、被告ら建材メーカーが製造していた建材(より生じる石綿粉じん)が被害者に到達したとは認められないとして請求を棄却した。請求が棄却された被害者らも、石綿建材の危険性について知らされないうまま、建設現場で石綿粉じんばく露した事実が変わりはない。建設アスベスト被害には、石綿粉じんばく露から数十年が経過して発症する石綿被害の特質に加えて、建材メーカーの特定が困難である建築作業従事者の就労実態(多重下請構造)等がある。裁判所には、被害者救済や公平の見地から、建設アスベスト訴訟の特質に即した判断が求められるところ、本判決は前記事情を十分に考慮しているとはいえない。

(6) 終わりに

本訴訟では、二〇一六(平成二八)年の提訴後、約七年が経過し、被害者七三名のうちすでに四名が亡くなっている(うち提訴後に亡くなった

土地規制法対策沖縄弁護団による 「沖縄県内の区域指定に対する抗議声明」について

沖縄 白 充
べく ちゅうん

○二〇二三年五月二日、政府は、「重要施設

周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」以下「土地規制法」という）に基づき、沖縄県内の区域を含む新たな注視区域・特別注視区域候補を提示した。

これに対し、土地規制法対策沖縄弁護団は、同月二七日、声明を発出した。

今回の声明の紹介に先立ち、昨年二月三三日、弁護団結成にあたって発出した声明を紹介したい。この結成時の声明で当弁護団は、土地規制法の問題点を、次のように指摘した。

① 土地規制法は、内閣総理大臣が、自衛隊や米軍施設等の「重要施設」の周辺や国境離島を注視区域・特別注視区域として指定し、これらの区域内の土地や建物の所有者や利用者を調査して日

常的に監視し、機能阻害行為をするおそれがあるとされればそれを罰則付きで禁止するものである。

② I 調査と監視の対象は区域内の土地や建物の所有者・利用者には限られない。それらの人何らかのつながりがある人も「その他の関係者」として調査と監視の対象となり、政府から区域内の所有者や利用者の情報を提供するように求められ、それに従わないと処罰される。そしてどのようなつながりがあれば「その他の関係者」になるのかどうかは明らかでなく、政府の都合で決まる。まさに密告の奨励であり、人間関係も疑心暗鬼に満ちたものになる。

② II 政府が調査する事項も限定はなく、「土地利用調査のため必要」であるとされれば思想信条に及ぶ事項の調査も禁じられていない。さらには、調査方法についても、それを明らかにすれば

「手の内を見せてしまい対抗手段を講じられてしまう」という理由をつけて秘密にしたまま。こうして、警備公安警察や公安調査庁、自衛隊情報保全隊などが行っている尾行や張り込み、あるいはスパイなどの協力者からの情報収集、さらには電話や電子メール、SNSでのやりとりの盗聴などもこれまで以上に行われることになる。

③ 政府が決めた基本方針でも何が機能阻害行為となるのか例示されるだけで具体的に明示されることはなく、逆に例示行為に該当しなくても機能阻害行為となると明言されるなど、実際に何を機能阻害行為として禁止するかどうかも政府の都合でその都度決められる。

① のような深刻な問題を抱える土地規制法に基づき本年五月二日、沖縄県内では、無

人の国境離島一、有人国境離島二八、自衛隊施設が八つ、海上保安庁施設が二つ、指定候補とされた。自衛隊施設は、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）、宮古島駐屯地、石垣駐屯地の対空・対艦ミサイル施設、宮古島の保良訓練場（弾薬庫）、与那国駐屯地（沿岸監視隊）、久米島分屯基地（レーダー基地）が特別注視区域として指定候補の対象とされ、知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）が注視区域候補とされている。また、奄美大島を含む鹿児島県内の自衛隊施設の殆どが指定候補とされている。さらに今回初めて対象となった「生活関連施設」のうちの原子力関連施設として、唯一、鹿児島県の川内原子力発電所も指定候補の対象となった。

（一） 我々の声明では、以下のように指摘した。

声明を一部引用する。

これは、「台湾有事」をおおることで自衛隊の南西シフトを強化したことを反映しているものであり、仮に中国との間で戦争が勃発すれば、鹿児島から与那国島までの南西地域が最前線の戦場となることを予想していることを表している。

政府が昨年二月一六日に閣議決定した「国家安全保障戦略」には、「自衛隊、米軍等の円滑な活

動の確保のために、……安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。」と、さらに「原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。」と記載されている。これはまさに土地規制法の意図するところであり、今回の指定は「戦争する国」への地ならしがいいよ本格的に開始されたということである。

もちろん、沖縄本島には他にも多数の自衛隊施設があるし、米軍基地も存在する。したがって、政府が急ぎたいとする第三回の指定以降も、順次指定され、沖縄県内はいたるところが指定対象となるであろう。

土地規制法の危険性については当弁護団結成の際の声明で触れたので繰り返さないが、今後、政府による基地反対運動や基地監視活動に対する監視や抑圧が強まるおそれがある。しかし、平和を求める運動が抑圧されてはならない。不当な抑圧は正当な運動でこそはねのけることができる。我々はその活動に寄り添い、支援していく決意である。

また、今後、指定対象とされた区域がある自治

体には、内閣府からの説明と意見聴取手続が行われる。内閣府からの説明と意見聴取は、区域の存在する市町村だけでなく、沖縄県に対しても行われる。沖縄県は、昨年九月、政府に対し、区域指定に当たっては関係自治体の意見を尊重すべきであること、特別注視区域の指定は真に必要な最小限度にとどめるべきであること、区域指定は施設の機能に着目してなされるのであるから指定区域毎に機能阻害行為を明らかにすべきことという意見を提出している。

もとより、憲法で保障された思想信条の自由や表現の自由、さらには財産権を侵害するこの違憲の法律は直ちに廃止されるべきである。すくなくとも、廃止されるまでの暫定期間においては沖縄県の意見を尊重することを国に強く求める。また、沖縄県はもちろん、沖縄県下の関係市町村においても、住民の権利と生活を擁護するという観点から、沖縄県と同様の姿勢で政府からの説明と意見聴取に臨んでもらいたい。

「安保」は人権侵害の口実となりやすい。

同じ月である五月末、Jアラートが鳴り響いた。このアラートは、戦争に向かう日本への警鐘なのかも知れない。

公益通報目的で内部記録を持ち出したこと等を理由に 受けた懲戒処分取消確定後の国家賠償

— 京都市(児童相談所職員国家賠償請求)事件

京都 塩見 卓也

京 都市の児童福祉施設で、施設長が児童虐待を行ったという事実につき、児童の母親

から児童相談所に対し相談があったにもかかわらず、当局が約四か月にわたりその事実の調査を行

わず放置し、事実の隠蔽が疑われる状況にあったことにつき、児童相談所虐待班の職員であった原告が京都市の外部公益通報窓口の弁護士に通報したところ、逆に担当外の児童記録データ無断閲覧やプリントアウト記録の持ち帰り、この問題について職場新年会や組合と当局との交渉で発言したこと、持ち帰った児童記録を破棄したことを理由

に、三日間の勤務停止の懲戒処分を受けたという事案で、原告が懲戒処分取消を求め提訴していた訴訟にて、提訴から三年を経た二〇一九年八月八

日、懲戒処分を取り消す一審判決を勝ち取り、二〇二〇年六月一九日、原判決を維持する控訴審判

決を勝ち取り、二〇二二年一月二八日、京都市の上告受理申立の不受理決定が出て、懲戒処分取消が確定していました。これらの判決・決定は、『労働判例』にも掲載されています。

この事件に関連しては、二〇一九年五月三日に、並行して国家賠償請求訴訟も提訴しておりました。その判決が、二〇二三年四月二七日に出ました。

こ の事件は、提訴前から、施設長の児童虐待行為が刑事事件となったことや、外部公益

通報窓口となった弁護士が原告の名前を京都市当局に漏らしたこと、母親からの通報が放置されたことについて地域政党・京都党の村山祥栄議員が京都市会で議会質問を行ったこと、村山議員の質問がきっかけになって懲戒処分ありきの犯人捜し

が始まり、その後原告が懲戒されたことなどが、繰り返し新聞各紙で報道されました。懲戒処分後には、自民党京都市議団が京都新聞に全面広告で出した、『市会報告vol.13』に、『二部で主張さ

れているような児童相談所の対応の遅れや隠ぺいはありません。」「職員の不適切な行為については厳正な処分が行われましたが、これは公益通報とは関係ありません。」と記載されていました。本件の懲戒処分が政治案件化していたことを、十分に疑わせるものといえます。

国 家賠償請求事件は、長らくの和解協議を経て、京都市が原告に対し解決金二〇〇万円を支払う内容にて和解する方向となり、その和解案につき、京都市会の承認が得られれば、二〇

二二年二月二〇日をもって和解解決となる予定

でした。二〇二二年一月一七日京都新聞朝刊でも、「京都市養護施設の相談記録持ちだし 内部告発職員と市和解」との表題で大きく報道されました。

し

かし、二〇二二年二月九日、京都市会は、和解を承認する議決に際し、「本件懲戒処分等の原因となった当該児童相談所における児童記録の不適切な閲覧及び処分並びに個人情報情報の漏洩等に関しては、議会としても、到底、看過できるものではなく、今事件の発生により、本市に対する市民の信頼が失墜したと言える。については、二度と同様の事態を発生させてはならず、個人情報の適正な取扱いについて徹底すること。」との付帯決議をつけてきました。この付帯決議は、京都市会のHPにも公開されています。これにより、原告は和解を拒否し、この付帯決議等につき訴えを追加することとなりました。最終的な請求内容は、①違法な懲戒処分自体を請求原因とした、前訴の弁護士費用の経済損害と慰謝料を請求するもの、②懲戒処分後、児童相談所の仕事から外され、「左遷」的な職場に移ることになった配転命令の違法性を理由とする慰謝料請求、③懲戒処分取消が確定した後、確定判決で「懲戒事由に該当する」とされた、児童記録コピーの持ち帰りとその破棄を理由に、新たに懲戒処分には当たらない

「嚴重文書訓戒」がなされたことが確定判決の認定に反し、行訴法三三条一項に反することを理由とする慰謝料請求、④解決金支払いの議決において京都市会が確定判決の認定に反する付帯決議をつけ、その内容が原告の名誉を侵害していることを理由とする慰謝料請求となりました。

判

決は、①で、懲戒処分取消訴訟での弁護士費用の満額を経済損害として認め、その上で三〇万円の慰謝料（十三万円の弁護士費用）を認容しました。また、②で、定期の人事異動の時期になされた異動は適法としながらも、違法な懲戒処分直後になされた、児童相談所での職務から外す配転命令は違法であるとし、一〇万円の慰謝料（十二万円の弁護士費用）を認容しました。認容額は約二三万円で、元本で和解案解決金額の倍近くが認容されました。公務員の懲戒処分取消訴訟は、原告側に経済的にも労力的にも負担が多く、その負担から泣き寝入りせざるを得ないことも多い中で、取消訴訟に要した弁護士費用の満額を経済損害として賠償が認められたことの社会的意義は大きいと思います。

他方、③④は棄却されました。付帯決議については、「名宛人は市長である」などと述べつつ、議会の裁量の問題にされ、深い検討がなされていませんでした。また、①の点についても、こちらは、

公益通報においてコンプライアンス推進室に提供した情報が、その後原告を懲戒するために、原告に不利に利用されたことについて、多数の根拠を挙げて詳細に主張したのですが、この点についても深い検討はありませんでした。これらは判決に対する不満点になります。

もともと、判決の認容額は、経済的には原告の救済になる内容であったため、こちらからは控訴せず、前記不満点については、京都市が控訴してきた場合に附帯控訴を行う方針をとることにしました。京都市は控訴せず、判決は確定し、二〇二三年六月一六日、遅延損害金も含め約三〇七万円が支払われました。

懲戒処分取消訴訟勝訴確定後に、その訴訟に要した弁護士費用の満額を損害と認めた点は、今後同様の闘いを行うにあたり、意義ある判決になったのではないかと思います。同様の事案において、この判決を活用していただけたらと思います。

「結婚の自由をすべての人に」 九州訴訟・福岡地裁判決についてのご報告

福岡 緒方 枝里

1 はじめに

二〇二三年（令和五年）六月八日、福岡地方裁判所第六民事部は、「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟について、同性カップルに対し婚姻制度による利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない現行の制度は憲法二四条二項に違反する状態にあるとの違憲判断を下し、国はこの状態を解消する立法措置に着手すべきとしました。各地の同種訴訟のうち、大阪を除く札幌、東京、名古屋の各地裁に続く、四件目の違憲判決です。

2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定（以下、「本件諸規定」といいます）は、憲法二三条や憲法二四一条一項の保障する婚姻の自由を侵害し、また、憲法二四一条一項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であつて違憲であるなどとして、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠つた国に対し、婚姻す

ることができないことによつて被つた精神的な損害の賠償を求める訴訟です。

本訴訟は、全国五地域（札幌、東京、名古屋、大阪、九州）の裁判所に提訴され、これまでに、二〇二二年三月一七日に札幌地裁で違憲判決（憲法二四一条違反との判断）、二〇二二年六月二〇日に大阪地裁で合憲判決、同年二月三〇日に東京地裁で違憲判決（憲法二四一条二項に違反する状態にあるとの判断）、二〇二三年五月三〇日に名古屋地裁で違憲判決（憲法二四一条二項及び一四一条一項違反との判断）が言い渡されており、本件が五件目の判決で、これで各地裁の判決が出揃いました。

九州訴訟の原告は、法律上男性どうしのカップル（二組四名、うち一組は熊本在住）と法律上女性どうしのカップル（二組二名で、女性どうしのカップルは子育て中でもありません）。

3 判決の概要

福岡地裁判決（以下、「本判決」といいます）は、まず、永続的な精神的及び肉体的結合の相手を選び、家族として公証する制度は、現行法上婚姻制度しか存在せず、我が国では、公的な権利関係に留まらず、私的な関係においても家族であることが公証されることで種々の便益を得られる仕組

みが多数存在するところ、そのような事実上の利益も、公証の効果として一律に発生するものであり、これを発生させる基本的な単位であるはずの婚姻ができず、その効果を自らの意思で発生させられないことは看過しがたい不利益であると指摘しました。そして、このことと、国民の意識における婚姻の重要性を併せ鑑みれば、婚姻をしないか及び誰とするかを自己の意思で決定することは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的利益であると認めました。

そして、本判決は、本件諸規定の下で同性カップルは婚姻制度を利用することによって得られる利益を一切享受できず法的に家族と承認されないという重大な不利益を被っているとし、婚姻制度の実態や婚姻に対する社会通念が変遷し、同性婚に対する国民の理解が相当程度浸透していることもふまえると、同性カップルに婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えない本件諸規定は、もはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法二四二条二項に違反する状態であると言わざるを得ない、と断じました。

しかしながら、他方で、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が国会の裁量権の範囲を逸脱していると言えないとして、国家賠償法上の違法を認めず、原告らの請求を棄却しました。

4 本判決の意義

弁護団としては、本判決が、憲法における「婚姻」に同性間の婚姻を含む余地があることを明確に認めただうえて、婚姻制度により受けられる公的・事実的利益の一切を享受できないことが重要な人格的利益の侵害であるとし、同性カップルがこうした利益を一切受けることができず、自ら選んだ相手と家族になることができない本件諸規定は憲法二四二条二項に違反する状態にあるとして、違憲判断をした点、国に対して、この違憲状態を解消する措置に着手すべき、と明確に要請した点を高く評価しています。

直近の名古屋地裁判決が、明確に憲法二四二条二項及び一四二条一項違反と言ってくれていたので、判決言い渡し前の期待値がものすごく上がっていました。ですので、法廷で本判決の言い渡しを聞いていたときは、「うんうん、いいこと言ってくれてる!」と思ったら結論は「憲法〇条に違反する」とまでは言えない」ということが続き、その度に行きかきせられ、このまま「違憲」判断が出ないのではないかと不安になったところに「憲法二四二条二項に違反する状態」という言葉が聞こえたときには、本当に安心しました。まるでジェットコースターのような判決でした。

もっと踏み込んで判断してほしかったという思いもありますが、前述のとおり、同種訴訟でこれまで出された地裁判決五件のうち四件が違憲判決であり、結論として合憲とした大阪地裁判決も立憲法不作為が将来的に違憲となる可能性がある指摘しているということは、結果的に大きな成果だと考えています。

5 さびいじ

九州訴訟の原告たちをはじめ、原告カップルは、本当にみなさん素敵な方ばかりで、仲睦まじく、この人たちが結婚できないなんて、どう考えてもおかしい!と思います。この裁判は、CAL L4(コールフォー)というサイトでクラウドファンディングをやっており、そこで原告たちのストーリーが読めますので、是非のぞいてみてください。

また、パートナーの有無にかかわらず、同性愛者であることで「婚姻」という社会制度から排除されていること、そしてそれが放置されていることと自体が、同性愛者に対するステイグマを生んでおり、性的マイノリティの生きづらさ、自殺リスクの高さも繋がっています。一刻も早く「結婚の自由をすべての人に」を実現するために、控訴審でも力を尽くしたいと思います。

「青い流れⅡ—青年法律家協会和歌山支部55周年記念誌—」

発刊のご案内



和歌山 重藤 雅之

一 はじめに

私たち和歌山支部は、一九六七年に設立され、一九八八年三月に支部結成二〇周年記念誌を発刊しましたが、それから早三〇年以上が経過し、本年（二〇二三年）三月に、「青い流れⅡ—青年法律家協会和歌山支部五五周年記念誌—」を発刊しました。

「青い流れⅡ—青年法律家協会和歌山支部五五周年記念誌—」は、青法協本部及び青法協各支部にお送りさせていただきましたので、是非、全国の会員の皆様にお読みいただければと思います。

本稿においては、「青い流れⅡ—青年法律家協会和歌山支部五五周年記念誌—」（以下「五五周年記念誌」といいます）の内容を簡単に紹介させていただきます。

二 和歌山支部五五周年の歩み

(1) 和歌山支部は、一九六七年に、和歌山修習の二期生有志が中心となって結成されましたが、その当時のメンバーである大阪弁護士会所属の大川真郎先生が、特別寄稿「五五周年を祝って」を執筆して下さいました。

大川先生には、和歌山支部結成二〇周年記念誌を発刊した際にも、原稿（支部結成、そして懐かしい人たち）を寄稿していただいております。五五

周年記念誌には、大川先生のご了解を得て、過去の原稿（支部結成、そして懐かしい人たち）も転載させていただきます。

(2) 和歌山支部は、一九八四年から、憲法の理念について市民の皆様と一緒に考える場として、毎年、憲法記念行事（憲法を考える夕べ）を開催しており、その開催回数は、五五周年記念誌を発刊した二〇二三年三月の時点で三九回となりました（二〇二三年四月二八日に第四〇回を開催しました）。

五五周年記念誌では、「チラシで振り返る三九回の憲法記念行事」と題し、一九八四年五月開催の第一回から二〇二二年四月開催の第三九回までの和歌山支部主催の憲法記念行事のチラシを掲載し、和歌山支部の毎年恒例の取り組みとして長年多くの市民の皆様が親しまれてきた憲法記念行事を振り返っています。

和歌山支部が憲法記念行事で取り上げてきたテーマは、その時々々の社会情勢に応じた問題であり、その問題意識がチラシの表題や紹介文から読み取ることができ、改めて振り返ると非常に意義のある行事であったと思います。

そして、これまで多くの市民の方々に参加していただいた憲法記念行事ですが、その中でも特に多くの聴衆が詰めかけて開催することになったのが、前川喜平氏・寺脇研氏を迎えて二〇一八年四

月に開催した第三五回目の憲法記念行事でした。

第三五回憲法記念行事の講師選定から開催までの紆余曲折については、五五周年記念誌の金原徹雄会員が執筆した「県民文化会館大ホールに一五〇〇人！～前川喜平氏・寺脇研氏を迎えて」をお読みいただければと思います。

(3) 和歌山支部の独自の取り組みとして、平成二五年(二〇一三年)から平成二六年(二〇一四年)にかけて一般市民を対象とした「青法協(和歌山支部)憲法連続講座」を開催しました。

五五周年記念誌では、「憲法連続講座、大好評」と題し、当時、選挙において改憲勢力の勢が増していく中で急遽開催することになった憲法連続講座に予想以上に多くの市民の方々に参加していただき、好評をいただくことができたことを寄稿しております。

(4) 私(六四期)が和歌山支部に入会した時には既になくなっていましたが、和歌山支部では、毎年の支部総会を支部旅行という形で行っていた時代があったようです。

昔の懐かしい時代の思い出の記録として、小野原聡史会員が五五周年記念誌に「青法協支部旅行の思い出」を寄稿されており、その末尾には九九二年に撮影された支部旅行での記念写真を掲載しています。

約三〇年前に撮影された記念写真に写っている

会員は、現在、六〇歳代から七〇歳代になられていますが、「青年法律家」としての情熱は変わらずだと思えます。

三 会員が関与した様々な事件・活動

青法協の多くの会員の先生方は、日々、自由と人権を守る活動に取り組みられていることと思いますが、五五周年記念誌の第二部では、以下のとおり、和歌山支部の会員がそれぞれ関与してきた活動や事件についての原稿を掲載しています。

「婚外子相続差別違憲決定」、「玉野裁判」、「過労死・過労自死への取り組み」、

「和歌山での二四時間介護保障訴訟」、「市民オンブズマンわかやまの活動」

「生存権を守るための行政処分取消等請求事件」、「和歌山クレーサラ対協」、

「憲法九条を守る和歌山弁護士会の会の設立」、「和歌山IRカジノ反対運動」

「子どもの緊急避難場所・子どもシェルター」
いずれの原稿も、和歌山支部の会員(他会に登録替えをされた元会員を含みます)が精力的に自由と人権を守るために活動してきた記録となるもので、是非、お読みいただければと思います。

四 自由寄稿

五五周年記念誌の「第三部 自由寄稿」では、

和歌山支部の会員が青法協との関わりを振り返り、または(趣味も含めて)関心を持っている事柄について寄稿したものととなります。

和歌山支部の会員の人柄などがわかる寄稿となっており、お読みいただければと思います。

五 終わりに

和歌山支部の事務局長として五五周年記念誌の発刊に携わり、多忙な会員ばかりで原稿が予定どおり集まらないなどの心配事もありましたが、完成した五五周年記念誌を読み返すと、私たち和歌山支部の歴史と個々の会員の精力的な活動が記録された意義深い記念誌が出来上がったように思います。

五五周年記念誌の末尾には「青年法律家協会設立趣意書」【設立発起人】を掲載していますが、五五周年記念誌の発刊を機に、和歌山支部が創立されてからの活動を振り返るとともに、私たち青年法律家が「平和」と「民主主義」を守るという青年法律家協会の設立趣旨に立ち返り、和歌山支部は、今後も精力的に活動していきたいと思えます。

シリーズ
憲法と私⑧「ノーモア」とは言えない私が
抛り所にすべきもの

神奈川 前田ちひろ

少

し前、広島に行く機会がありました。平和記念資料館を一人で回ったあと、その余韻が抜けないままふらっと近くの牡蠣小屋に立ち寄りました。その店主は、戦後しばらくたってからの広島で子ども時代を過ごしたそうで、色々なことを話してくれる中に、原爆ドームで肝試しをした話がありました。「こんなこと話すと不謹慎って怒られるんだけどね」と言いながら話してくれたその経験は、誰もが通ってきたようなごく普通の子どもの時代の話で、場所こそ原爆ドームではあるものの、それは本当に「不謹慎」な事なのかと、何かとても違和感を覚えました。ただ、そのときは、なぜ自分が違和感を覚えているのか、いまいち整理ができずにいました。

東京に帰る新幹線の中で、平和記念資料館で買った、「はだしのゲン」作者の中沢啓治さんの著書、「わたしの遺書」を読んでいたのですが、その中に違和感のヒントがありました。そこには、広場に

山のように積まれた頭蓋骨をサッカーボール代わりにして遊んだり、中に手を入れて口を動かし腹話術をして遊んだエピソードがありました。当時の広島の子どもは死体も人骨も見すぎていて、怖いという感覚が全くなくなっていたから、それがごく普通の遊び方だったそうです。この話を読んで、「生活の中に戦争があるということ、戦争の中に生活があるということ」を少しだけリアルに想像できたような気がして、同時に、牡蠣小屋の店主の話を不謹慎と言うことができなかった自分の感覚が間違っていないかと感じました。

被

爆はとてつもなく大きな出来事で、それによりそれまでの日常の多くが破壊されたことはその通りだと思います。でも、その翌日から生き残った人々の生活はその場所で淡々と続いていくわけで、その淡々とした感じをどこまでリアルに想像できるかがとても大事だと思うのです。原爆が落とされて家族が殺されても、死体の山の

中でも、お腹は空から物を食べるし、衣服を洗うし、炊事もします。子どもだって、泣くだけじゃなく、そこで遊ぶし、笑います。もちろん、直後はもっと混乱状態にあったとは思いますが、一週間、二週間と経てば、ある程度淡々とした日常のルーティンをこなしていたはずですよ。生活の中に戦争があり、戦争の中に生活があるとき、子どもたちにとっては、目の前に転がっている頭蓋骨で遊び、人が死んだ建物で遊ぶことは、ごく普通のことなのです。戦争の中に生きる人々は、生きていくために、人間の死に慣れ、自分の感覚を麻痺させることを強いられます。異常な空間で淡々と生活していくことを強いるところに戦争の残酷さの一つがあるのだと感じました。

今

までと違う視点から戦争の残酷を感じたとき、次に思ったことは、私にはとても「ノーモア」と言うことがいかに難しいかということでした。自分の家族が異常な空間で淡々と生き続けなければならず、そのために自分の中にある人間性の一部のようなものを捨てることを強いられたときには、きっと私はもう「リメンバー」としか言えない人間になってしまっているような気がします。「リメンバー」は、「リメンバー」の繰り返しか生まず、その繰り返しの行きつく先は全滅しかないとしても、一度被害者になってしまったら最後、もう人類の営みを俯瞰して見る冷静さは

持てないような気がするのです。被害者になってしまったら手遅れであること、被害者を生んでしまったら手遅れであること、だからこそ被害者が出る手前のところで踏みとどまり続けるしかないことを改めて痛感しました。

〔広〕

鳥から帰ってこんなことを考えていたとき、憲法と私とのテーマでの寄稿の機会を頂き、改めて憲法前文を読み直しました。昨今の憲法をめぐる情勢を見ると、平和を守る方法には複数の選択肢があり、武力の増強がその一つ

だと考える人が多いことを感じます。しかし、被害者を出したら手遅れであることを改めて強く感じたあとに前文の第二項を読むと、私たちには選択肢などはなく、唯一存在する道がここに文章化されているのだと心から感じました。

法律事務所採用し担当の方へ

四団体合同法律事務所説明会 参加事務所・事務所紹介原稿を募集中

12月16日
開催

◆1 四団体合同法律事務所説明会は

二月二六日

二〇二三年二月二六日(土) 一三時から、七七期司法修習生(二〇二三年一月八日合格発表を)対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護団の四団体合同事務所説明会を開催します。

◆2 四団体法律事務所特設ウェブサイトの

更新・新規掲載募集

二〇二〇年より、四団体の各法律事務所紹介に特化したウェブサイトを立ち上げました(「四団体法律事務所」で検索)。情報の更新は五〇〇〇円、新規掲載は二万円です(後日請求書を送付します)。

更新または新規掲載を希望する事務所は、左

記リンク(Forms)または左下のQRコードより入力してください。一次締切七月三日、二次締切七月三日、三次締切八月三日として、随時掲載・更新していきます。なお、司法試験は七月二日〜二六日です。



<https://onlhw.jp/zsk>

◆3 PDF版四団体ガイドブックの原稿募集

ウェブ版とは別に、従前のガイドブックをPDF版で作成します。四団体ウェブサイトからダウンロードできる形での配信および四団体説明会の配布を予定しています。

原稿は、A4版一枚でPDF形式のみ受け付けます。カラー可です。原稿には、①事務所名、住所、電話番号、FAX番号、URL、事務所ないし担当者のメールアドレス②弁護士構成(人数、修習期、男女比等)③採用担当者名④採用予定人数⑤どんな修習生を希望するか⑥採用条件を最低限記載してください。それ以外は自由に創意工夫して作成してください。

【原稿送付先(左記リンク又はQRコードよりアップロード)】

締切:二〇二三年八月三日(木)午後五時

<https://www.dropbox.com/>

request/pl4hFOGTLxVustrGehq

※アップ方法がわからない方は、メ

ール添付で原稿を送付してください。

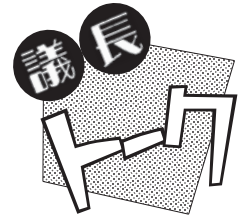
さい。

※ガイドブック原稿掲載分担当金

…各事務所五〇〇〇円

(原稿をお送りいただいた後、請求書をお送りいたします)





「会員らしく たたかうぞ」

一九九九年七月から、私たち五三期は、実務修習に入りました。実務修習期間が一年間に短縮されましたが、私が配属された青森は、私を含め同期六名。最後の二年修習の五二期四名も最初のころはまだ青森におられて、修習生同士楽しく交流し、また現地青森の検察官、裁判官、弁護士のみなさんからも手厚く面倒を見てもらいました。六月までの三カ月の前期の集合修習の忙しさが嘘のようになくなり、ゆつくりと、そして実務にどっぷりと、はまれる時間となりました。同時に、この実務修習期間は、私たちの当時は「二月集会」でしたので、その準備にいそむ期間でもありましたが、それでも時間はゆつくり過ぎた感覚です。

さて、実務修習のときにどんなことがあったかなあと振り返し、まずご紹介したいのが、「婚姻手当」をもらうという取り組みです。

私は、実務修習期間の二〇〇〇年四月に、結婚しました。そして、同年一月に、同期や五四期のみなさんでつくる実行委員会主催で「祝う会」という結婚式を行ってもらいました。当時、修習生には、修習期間中に結婚すると、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか七万円か八万円くらいだったと思うのですが、支給されました。

ただこれは、法律上の結婚、婚姻届を提出する結婚の場合に支給される制度でした。

私たちの結婚は、法律上の結婚ではなく、夫婦別姓婚でした。祝う会の実行委員長も務めてくれた、同期の大山勇一会員が、この婚姻を「憲法婚」と名付けてくれました。

日本国憲法二四条一項は、次のように定め
ます。

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

このように、憲法は、婚姻を「両性の合意のみ」で成立するとし、戸籍を同一にし、カップルが同じ姓を名乗るものでなければ成立しないと定めています。だから、私たちは、カップルの合意のみで成立する「憲法婚」なの

だ、と。上手いこと言ってくれたものです。

そこで私は、憲法婚の当事者として、また、青法協会員として、会員らしく、理不尽な制度を告発し、権利増進のたたかいをしようと考え、「私は憲法婚をしましたが、『婚姻手当』をください」と要求するにしました。

私は、請求書を作成し、私たちが結婚したことを示す諸資料——署名付きの「夫婦となる誓いの言葉」や、その結婚の保証人となる親の保証書、二人で居住するマンションの賃貸借契約書や賃料の領収書の写しなどを青森地裁に提出し、決裁をしていただくにしました。

地裁の所長裁判官から呼ばれたときは、とても緊張しました。所長は、「私はこれ、認めてよと思う。」と、あっさり承認。やや拍子抜けしました。

でもこれも、憲法の文言とその趣旨の大切さと、選択的夫婦別姓制度を求めてたたかう先輩たちのたたかいと理論があればこそ、「婚姻届を出して戸籍を同一にするだけが婚姻ではない」ということの理解が得られたのだと、たたかいの重要性を肌身をもって認識したのでした。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

青法協会員に対する殺害予告に抗議するとともに、

性的マイノリティに対する差別及びヘイトクライムのない

社会を目指す議長声明

一 青年法律家協会に所属し、自らがトランスジェンダーであることを公表している仲間しゅん会員に
 対し、二〇二三年六月三日未明から六月五日未明にか
 けて、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎をメ
 ッタ刺しにして殺害する、必ず決行する」「チャンスあ
 ったらその時メッタ刺しにするわ、楽しみにしとけな
 キモカマ野郎。男だから怖くないかもしれないけどな
 (笑)」などの、殺害を予告するメッセージが送付され
 た。同メッセージは、非常に残酷かつ猟奇的な内容と
 なっており、「オカマ野郎」や「キモカマ野郎」などとい
 った差別的な表現を用いていることからすれば、トラ
 ンスジェンダー当事者に対する差別意識に基づいた殺
 害予告にはかならず、ヘイトクライム(差別犯罪)その
 ものであって、断じて許されない。

二 二〇二二年春、いわゆるLGBT理解増進法案
 の制定に向けて与野党の議連において合意形成がなさ
 れたが、その後の自民党内の反対意見により、法案は
 同党内で了承されずに、国会提出されなかった。
 こうした動きに対して、差別禁止を求める声が多数
 挙げられ、差別を許さず、性的マイノリティの尊厳を
 守ろうとする世論が広汎に形成されつつある。

しかし、その一方で、「トランスジェンダーへの差別
 を禁止すると、女性への性加害目的の女装男性が女性
 トイレに入ってくるようになる」などの言説がインタ
 ネット上で盛んになった。こういった言説は、あたかも
 トランスジェンダーへの差別禁止と性犯罪に因果関係
 があり、かつ、トランスジェンダー当事者と犯罪とを
 結びつけるように表現するものであり、トランスジェ
 ンダーに対する偏見、恐怖、不安、憎悪感情を煽るもの
 で、不当である。このような言説も含め、トランスジ
 エンダーの実態や現実の社会システムとはかけ離れた
 机上の空論とデマを根拠に、トランスジェンダーに対す
 る排他的・差別的・憎悪的発信が繰り返しなされ、そ
 れがヘイトクライムの温床ともなっている。

三 世界的には、トランスジェンダー当事者への差
 別意識に基づく身体的な暴力が直接的に死亡という
 結果をもたらす事件も存在している。トランスジェン
 ダー当事者は、まさに日々こうした恐怖と隣り合わ
 せて生活することを強いられ、個人の尊厳を脅かされ
 ている。それゆえに、近年、特にインターネット上で
 みられるトランスジェンダーへの排他的言説は、単に
 異なる属性の構成員同士の対立の問題ではなく、トラ

ンスジェンダー当事者の人権にかかわる問題なのであ
 る。

今回の件は、仲間会員個人に対するものだけではな
 く、トランスジェンダーという属性そのものに対する
 攻撃である。トランスジェンダー当事者の人権と個人
 の尊厳を守るため、差別及びヘイトクライムに対して
 は、断固とした態度をもってたたかう必要がある。

四 青年法律家協会は、一九五四年、憲法を擁護し
 平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に
 設立されて以降、基本的人権の擁護を使命として、そ
 のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二
 〇二二年三月四日付「トランスジェンダーに対する排除
 的言説に反対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう
 求める決議」はその一環であり、青年法律家協会は、ト
 ランスジェンダーへの排他的言説や差別の煽動に対抗
 し、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの尊厳
 を守るために力を尽くしていく。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、仲間会員
 に対する卑劣な殺害予告に断固として抗議するととも
 に、トランスジェンダーを含む性的マイノリティに対す
 る差別やヘイトクライムは断じて許さず、差別のない
 社会を目指すし、たたかっていくことをここに表明する。

二〇二三年六月二五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
 議長 笹山尚人

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第2回（秋）

9月1日（金）～2日（土）千葉

*第3回（冬）

12月1日（金）～2日（土）福井

*第4回（春）

2024年

3月8日（金）～9日（土）兵庫県

【第55回定時総会】

2024年

6月29日（土）～30日（日）北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

8月9日（水）10時半～ 青法協本部

【広報委員会】

8月30日（水）15時～ 青法協本部

千葉で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第二回常任委員会（秋の全国ミーティング・千葉）を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二三年九月一日（金）一三時～二日（土）二時（予定）

□場 所 千葉市内+Zoom

□特別講演 打診中

□地元企画 「子どもと向き合う人達の労働条件について―児童相談所事件」報告…足立啓輔会員

□若手弁護士実務講座 検討中

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▼休日、家の水槽に入れる水草を買いにアクアショップに行った。良さそうな水草がなく、帰ろうとすると小学五年生の娘が、その店でやっていたヤドカリ釣りをやりたいと言いついた。三匹釣れたら一匹ももらえるという。「これ以上、生き物は飼わないよ」「私が世話をする」というお決まりのパターンに。簡単には釣れないだろうと二ゲームだけ許したが、それまで静かだったヤドカリは入れた餌に直ぐしがみついて、楽々と釣り上がり、一五匹も釣れて五匹獲得とまってしまった。▼その夜は、自宅の二階で段ボール箱に入れておいた。翌朝二階に行くと、ヤドカリたちは大脱走して床を走っている場面に遭遇し、慌てて四匹を捕まえたが最後の二匹が見当たらない。散々探したが、出かける時間になったので、娘に玄関から逃亡しようとしているんじゃない、と冗談を言いながら玄関へいくと、本当に玄関の土間に最後のヤドカリがいた。どうやって二段もの階段を降りて、玄関までたどり着いたのかは未だに謎である。

（高木宏司）